

第１条 この特記仕様書は、福井県農林水産部森づくり課所管の土木請負工事で、諸経費体系が治山林道必携（積算・施工編）第６－１－(２)－ア－(ア)「表６－１ 工種区分」を適用の工事を対象とする。

第２条 週休２日の普及・実現に向けた工事であり、建設現場における週休２日（毎週２日以上閉所）を実施する工事である。

第３条 受注者は、当該工事が「週休２日工事」である旨を工事看板に明記すること。

第４条 受注者は、契約後、現場稼働中の工期（工事着手前の準備等の期間、一時中止期間、工場製作期間、工事完成後引き渡しまでの期間を除く。以下「現場稼働中の工期」という。）において、毎週２日以上現場閉所する週休２日を反映した施工計画書を監督職員に提出し、確認を受けること。

第５条 異常気象（災害等）や住民対応等でやむを得ず休日に作業が必要となった場合には、監督職員に事前（緊急対応が必要な場合は事後）に協議し了解を得ること。

第６条 当初設計時において、単価等に補正係数を乗じた積算を行う。補正係数は、表－１「週休２日工事」補正率表に定めるものを使用する。

２ 週休２日工事として発注された工事において、週休２日が未達成となった場合は、前項の補正係数を乗じない単価等で減額変更する。

ただし、工事期間内（準備、後片付けを除く現場における稼働期間）の３割以内の週で、週２日の現場閉所が未実施となった場合でも、週休２日工事においてはその代替日を工事期間内で受注者が任意に選定し、現場閉所が実施できれば「達成」と見なし、工事費を減額変更しない。なお、達成基準を判定する週の単位（「同一週」の定義）は、月曜日から日曜日を基本とする。

３ 週休２日工事として発注された工事において、完全週休２日を達成した場合であっても、完全週休２日工事の補正係数に変更は行わないものとする。

第７条 準備、後片付けを除く現場の稼働期間において、週休２日（毎週２日以上閉所）を達成できなかった場合には、工事成績評定要領に基づき減点する。週休２日の達成基準の運用については、別に定める「福井県建設工事における週休２日実施要領」第６条を参照すること。

第８条 休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人、監理技術者等が現場閉所日に当該現場以外（会社等）で書類作成等の内業、他の

現場に従事することを制限しない。ただし、兼務が認められていない現場代理人および専任の監理技術者等については、他の現場に従事することは認められない。

第9条 受注者が、月報に虚偽の記載を行う等、明らかに悪質な行為を行った場合には、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく措置等を行う。

第10条 「週休2日工事」の実施にあたっては、「福井県建設工事における週休2日実施要領」に基づくものとする。この要領は、福井県土木部土木管理課のホームページから入手できる。

表-1 「週休2日工事」補正率表

項 目	当初設計、 週休2日達成時	週休2日 未達成時
労務費	1.02	1.00
共通仮設費率	1.01	1.00
現場管理費率	1.02	1.00
市場単価	工種ごとの補正係数	1.00
土木工事標準単価	工種ごとの補正係数	1.00